

(訟ろ-08)

平成18年7月20日

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 園尾隆司

最高裁判所事務総局家庭局長 二本松利忠

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、家庭裁判所の少年保護事件記録（交通切符による処理を行い送致された事件の事件記録を除く。）及び準少年保護事件記録の編成について、別紙のとおり取り扱うのが相当であると考えますので、よろしくお取り計らいください。 敬 具

(別紙)

第1 編成方法

事件関係書類は、次のとおり2分して編成する。

1 第1分類（送致関係書類）

この分類には、送致書及びこれの添付書類並びに事件係属中に事件を送致した機関から提出された関係書類を編年体によりつづり込む。

2 第2分類（裁判所関係書類等）

この分類には、冒頭に付添人に関する書類をつづり込み、次に事件係属後の身柄関係書類、付添人の意見を記載した書面、少年又は付添人から提出された証拠書類、審判調書、決定書等の裁判所関係書類及び第1分類につづる書類以外の書類を編年体によりつづり込む。この場合において、関連する書類は、一括してつづり込むことができる。

なお、一件記録で少年が複数いる場合には、少年ごとにまとめてつづり込む。

第2 丁数

事件記録を抗告審に送付する際には、各事件記録ごとに一連の丁数を書類の下部余白の右側に付する。ただし、次のいずれかの方法によることも差し支えない。

1 司法警察員、検察官等によって丁数が付されている書類がある場合には、その書類の初葉にのみ一連の丁数を付する。ただし、司法警察員、検察官等によって下部余白の右側に丁数が付されている場合には、上部余白の右側に一連の丁数を付する。

2 事件記録を分冊した場合には、各分冊の冒頭につづられている書類の初葉にのみ一連の丁数を付した上、各分冊ごとの丁数を上部余白の右側に付する。

第3 併合事件記録等の取扱い

1 併合事件記録の取扱い

併合された事件記録は、一括して併合した事件記録に添付する。併合後に併合された事件のみに関する関係書類が提出された場合は、併合された事件記録

につづり込む。

2 終局決定に関する抗告事件記録が家庭裁判所に送付された場合の取扱い

(1) 抗告事件記録は、原審事件記録の末尾につづる。

(2) 抗告審から取消差戻しを受けた場合には、新たに事件記録を作成し、これに(1)により抗告事件記録がつづられた事件記録を添付する。

3 移送された場合の取扱い

少年法第55条の規定により移送された場合には、新たに事件記録を作成し、これに刑事事件記録を添付する。

4 少年調査記録の取扱い

平成4年8月21日付け最高裁家二第249号家庭局長、総務局長通達「少年調査記録規程の運用について」の記第1の3のただし書の場合には、参考書類を事件記録の末尾に一括してつづり込んで差し支えない。

第4 実施日等

この書簡による取扱いは、各庁において実施日を定めた上、実施日以降に係属した事件から実施する。ただし、実施日以前から係属している事件記録についても、同様の取扱いをして差し支えない。